

令和6年度山口県主任介護支援専門員更新研修開催要項

1 目 的

主任介護支援専門員の有効期間を更新するためには、主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的に開催します。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会（山口県指定研修実施機関）

3 資格の更新

更新後の主任介護支援専門員資格の有効期間は、更新前の主任介護支援専門員資格有効期間満了日の翌日から5年間となります。

4 対象者・受講要件

主任介護支援専門員更新研修は、「主任介護支援専門員研修」又は「主任介護支援専門員更新研修」修了証明書の有効期間が令和9年3月31日までの者（主任資格有効期間満了日の前々年度から受講可能）であり、当該研修受講要件(以下の(1)～(4))のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。なお、(1)，(3)，(4)は申込時点を基準とします。

- (1) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会(地域協会を除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者
- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日(初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日)から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で8回以上(他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで)かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。で)かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後（初回更新前 の場合は主任介護支援専門員研修修了後）に従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、5時間あたり法定外研修1回に置き換えることができる。
※山口県外からの登録移転者については、勤務する(勤務していた)事業所が属する都道府県が受講要件として認めている研修に限る。
※研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。
※県長寿社会課ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)に対象となる研修の一覧が掲載されています。
- (3) 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

なお、主任介護支援専門員の更新制度が開始された平成28年度以降に介護支援専門員証が失効した場合（有効期間を超過した場合）、主任介護支援専門員の有効期間内であっても、その時点で主任介護支援専門員資格を喪失するため留意してください。

（ただし、介護支援専門員再研修を修了して介護支援専門員証の交付を受けると、主任介護支援専門員の資格は再び有効となります。）

また、山口県以外の登録者については、登録地である都道府県の受講要件を満たす必要があります。このため該当者は受講申込み前に山口県健康福祉部の担当者（後述の「19 問合せ先」参照）に連絡してください。

5 定 員

240人 [80人×A・B・Cの3コース]

6 研修日程、科目及び講師

- (1) 別紙「令和6年度山口県主任介護支援専門員更新研修日程・プログラム表」を御参照ください。
- (2) 希望するコースを受講申込時に選択していただきますが、申込順に受け付けますので、各コースの定員に達した場合は、別のコースで案内させていただきます。
- (3) 受講申込者数が少ない場合は、Cコースを実施しないことがあります。

7 会 場

山口市秋穂二島1062

山口県セミナーパーク 社会福祉研修室又はリハビリテーション実習室

8 受講料（教材費等）

40,000円

受講決定送付時に振込用紙を同封しますので、指定の期日までに振り込んでください。
なお、受講料振込み後、研修が始まる令和6年9月2日（月）以降にキャンセルされた場合は、受講料の返還はいたしかねます。

9 申込手続

(1) 申込方法

下記の書類等を期限までに、後述の「18 申込先」宛に郵送で提出してください。

ア 「令和6年度 山口県主任介護支援専門員更新研修・受講申込書」【様式1】

イ 介護支援専門員証の写し

ウ 主任介護支援専門員研修修了証明書（有効期間内のもの）の写し又は主任介護支援専門員更新研修修了証明書（有効期間内のもの）の写し

エ 前述「4 対象者・受講要件（1）～（3）」の該当者は、研修実施機関・主催者が発行する証明書の写し

※「4 対象者・受講要件（2）」の該当者で申込書に「見込み」と記載した場合は、主任介護支援専門員更新研修の修了日までに、証明書の写しを提出してください。

オ 前述「4 対象者・受講要件（4）」の該当者は、当該資格を証明する書類の写し

※提出の際は書類の不足等がないよう、別添「提出書類チェックリスト」により提出書類を確認してください。同リストの提出は不要です。

(2) 留意事項

- ア 演習科目については、事例提出を受講者全員にお願いします。
- イ 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。
なお、個人情報については、本会規程に基づき適正に管理します。
- ウ 自然災害等の緊急時に備え、携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号の記入もお願いします。

10 申込受付期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月22日（月）必着

11 受講決定

受付期間終了後、当会及び山口県において受講要件を確認した後に、名鉄観光サービス株式会社 山口支店から自宅に受講証及び受講料振込用紙等を郵送します。

8月19日（月）までに届かない場合は、山口県社会福祉協議会福祉研修部（福祉研修センター）（電話 083-987-0123）までお問い合わせくださるようお願いいたします。

なお、申込人数が定員を超える場合は、以下の申込者を優先し受講決定します。

- (1) 主任介護支援専門員資格の有効期間が今年度研修を受講しなければ失効する者
- (2) 介護支援専門員証の有効期間満了日が間近である者

12 修了証明等について

- (1) 全科目修了後に、社会福祉法人山口県社会福祉協議会長名の修了証明書を交付します。
- (2) 受講申込書や受講要件確認書類の記載事項が事実と異なるなど、受講要件を満たしていないことが判明した場合は、修了証明書交付後であっても修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。
- (3) 本研修修了者には、研修目的を踏まえ、介護支援専門員に対する各種研修における講師や助言者など、介護支援専門員に対する指導的役割を担っていただきます。

このため、研修修了者の「氏名」「介護支援専門員登録番号」「所属」「修了年月日」「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間」を記載した名簿を作成し、県内の市町及び介護支援専門員に対する研修を行う機関として県が指定する指定研修実施機関の「山口県介護支援専門員協会」に提供します。

なお、提供に当たっては、「主任介護支援専門員制度の円滑な実施に資するために使用し、それ以外の目的に使用しないこと。」「情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等の防止、その他情報を適切に管理するための必要な措置を講ずること。」を条件とします。

13 受講上の留意事項

- (1) 欠席は原則として認められません。遅刻、早退も、欠席と同様に科目未受講となりますので、注意してください。
- (2) 未受講があると全ての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書は交付できません。

- (3) 受講態度が著しく悪いなどの不適切な受講が認められる場合や、演習事例などの受講に当たっての必要書類を提出されない場合は受講を中止していただくことがあります。
受講中止の場合も、全ての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書は交付できません。

14 個人情報の取扱いについて

本研修での個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と契約しています。

なお、「申込書等」により取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

15 昼食について

昼食は各自で準備するか、併設の食堂を御利用ください。

16 特定一般教育訓練給付金について

本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座（指定番号：3520045-2210013-6）に該当します。

特定一般教育訓練給付金制度の利用を希望される受講者は、受講開始前までにお住いの地域管轄のハローワークで教育訓練給付資格を受け、受給資格確認通知書の写しを9月5日（木）までに福祉研修センターあてに郵送してください。制度の詳細は、お近くのハローワークにお尋ねください。

17 その他

- (1) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、前日の午後3時までにHP (<https://yg-fkc.com>) に記載しますので、前日に必ずホームページを確認してください。

なお、延期又は中止により本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員の有効期限の取扱いについては、延期又は中止が決定した後に山口県長寿社会課ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>) に掲載します。

- (2) 欠席される場合は、研修前日までに必ず連絡してください。
(3) 研修当日に、発熱や体調が悪い場合は、研修への参加を控えてください。
(4) 遅刻する場合は、速やかに連絡してください。

18 申込先

名鉄観光サービス株式会社 山口支店 （担当：大田）

〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツビル3階

TEL 083-923-2600

※研修のお申込先は、名鉄観光サービス株式会社山口支店となりますので、くれぐれもお間違いのないようにお願いします。

19 問合せ先

(1) 研修内容に関すること

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修部(福祉研修センター) (担当：伊藤)

TEL 083-987-0123

(2) 介護支援専門員証の更新、登録、制度等に関すること

山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班 (担当：田中)

TEL 083-933-2788

20 アクセス

＜山口県セミナーパーク＞

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062

